



## スズメバチ駆除費補助金交付制度 手続きフロー

①	<b>補助制度(概要)の確認</b>	
	<p>○補助対象要件を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請者がスズメバチが営業している建物又は土地(いずれも店舗、事務所、工場その他事業の用に供するものを除く)の所有者、管理者又は賃借人であること。</li><li>・申請者が市税等を滞納していないこと。</li><li>・市内に存する建物又は土地(いずれも店舗、事務所、工場その他事業の用に供するものを除く)に営業している巣の駆除</li><li>・巣の駆除作業が登録駆除業者による作業であること。</li></ul> <p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・駆除に要した費用の3分の1又は5,000円のいずれか少ない額</li></ul>	
②	<b>補助金の交付申請</b>	申請者⇒市
	<p>登録駆除業者による駆除作業実施日から30日以内に次の書類を持参の上、生活衛生課又は各総合支所地域振興課窓口で申請を行う。</p> <p>○交付申請書兼請求書</p> <p>○添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・領収書の写し</li><li>・現場の位置図及び全景写真</li><li>・駆除前及び駆除後の現況写真(同一地点から撮影したものに限り)</li><li>・駆除した巣の写真</li></ul> <p>○未納税額のないことの証明書 (ただし、交付申請書兼請求書内における納税状況の確認に同意しない場合に限り)</p>	
③	<b>補助金の交付決定通知書</b>	市⇒申請者
	<p>②で提出いただいた書類を市担当者が精査し、特に問題等がなかった場合、申請者へ交付決定通知書を送付。</p>	
④	<b>補助金の請求</b>	市
	<p>③で提出いただいた交付申請書兼請求書を請求書とみなして対応。</p>	
⑤	<b>補助金の交付</b>	市⇒申請者

